平成２５年（フ）第２０３号
岩手県岩手郡岩手町川口第12地割19番地６スカイハイツＢ―203、住民票上の住所青森市けやき１丁目３番22号　メロウＡ―202
債務者　坂本　桂子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
青森県上北郡東北町旭南３丁目519番地４
債務者　野村　宗泰
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字浜横沢町字船越80番地２
債務者　佐藤　浩伸
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸134番地１　大鳴戸団地Ａ７－４号
債務者　佐藤恵理子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番11―108号
債務者　安彦みどり
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３７号
千葉県柏市根戸430番地９　クイーンパレス202号
債務者　齊藤　　忍
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市安浦町２丁目２番地　いこい荘３号室
債務者　上谷　　泉（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２８６号
和歌山市有家234番地　沢村アパート５号
債務者　津田　和誠
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９９号
和歌山市栄谷974番地の75
債務者　岡本　文子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３４号
和歌山市松島170番地の19
債務者　新居　　尚
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４２号
和歌山市新通６丁目３番地　新通ビル305
債務者　高田　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４４号
和歌山市福島５番地の４　パレ・ドール福島107号
債務者　榎本　剛大
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６２号
和歌山市中島495番地の20
債務者　宇藤　美香
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６３号
和歌山市津秦23番地の２　セジュールじゅん202号
債務者　林　　真英
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８２号
山口県周南市平原町８番56号、前住所山口県周南市新地２丁目５番13号
債務者　徳原　　勲
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３１７号
沖縄県那覇市曙１丁目16番34―703号　ライオンズマンション曙本通り
債務者　木下　英昭
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３２８号
沖縄県島尻郡南風原町字本部494番地５キャッスルしますばる101、住民票上の住所沖縄県島尻郡南風原町字兼城478番地　グランドハイム兼城Ｃ
債務者　小川　修平
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部